

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、原子力事業所の周辺住民等の安全・安心を確保する観点から、原子力災害の応急対策及び予防対策に係る原子力の防災業務全般についてその実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

- (1) 調査対象機関 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
- (2) 関連調査等対象機関 都道府県、市町村、関係団体、事業者等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

福島行政評価事務所

4 実施時期

平成20年1月～21年2月